

4月1日スタート!

# 「まちづくり協議会条例」が 施行されます



小学校区を単位に、子どもからお年寄りまでさまざまな市民や団体が力を合わせて「住んでよかった!」「いつまでも住み続けたい!」の実現に向けて活動している「まちづくり協議会」。

平成26年12月高浜市議会定例会において「まちづくり協議会条例」が可決・制定されました。どうして条例をつくったのか、どんな内容なのか、条例のポイントを紹介します。

Q.「まちづくり協議会条例」をつくったの?

まちづくり協議会は、高浜市のまちづくりの最高規範である「自治基本条例」に、地域自治の仕組みとして位置づけられています。しかし自治基本条例は、まちづくりの理念を定めたものであることから、「まちづくり協議会」はどのような要件を備えていなければならないかといった詳しい規定はなく、別の条例で定めることとしていました。

Q. どのような内容なの?

全8条で構成しており、条例の制定目的、まちづくり協議会の構成員、まちづくり協議会に求められる要件、活動を行うにあたっての留意点、行っていない活動、まちづくり協議会に対する行政の姿勢などを、まとめられています。

## 「自治基本条例」(抜粋)

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。



## 「まちづくり協議会条例」の概要

### (1) まちづくり協議会の構成員

小学校区内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人、事業・活動を行っている人・団体

### (2) まちづくり協議会の認定要件

- ・運営に必要な事項が規約に定められている。
- ・規約に基づいて民主的に運営されている。
- ・町内会が参画している。
- ・構成員は希望に応じて誰もが活動に参加できる。

### (3) 活動にあたっての留意点

- ・地域の特性を活かし、地域課題の解決や魅力向上に向けて、自主的・主体的にまちづくりを行う。
- ・まちづくり協議会と行政は、お互いに補完し合いながらまちづくりを行う。
- ・地域の市民との情報共有に努める。

### (4) まちづくり協議会に対する行政の姿勢

行政は、まちづくり協議会の自主性・主体性を尊重し、活動について適切な助言・支援を行う。

問合せ先 総務部総合政策グループ ☎ 52-1111 (内線 365)